

義父母を扶養に入れる（同居必須）									
対象者		申請理由		対象者の状況		必要書類（公的書類は写しで可）			
義父母	被保険者の入職	複 数 各 必 要 該 当 書 の 類 を 合 提 は 出	無職	被扶養者 状況調査書	世帯全体の住民票(※1) マイナンバー及び続柄の 記載されているもの	対象者の 戸籍謄本 及び 被保険者の 戸籍謄本	同居する他の 家族の収入証明 (※2)	非課税証明書(※1)	
			パート アルバイト					直近の給与明細3ヶ月分(※3)	
			自営業					直近の確定申告書一式 (収支内訳書含む)	
			年金収入					年金額支給決定通知書(※1)	
	退職	退職後 収入無し						退職後 年金収入のみ	退職証明書・離職票 資格喪失通知書 等(※1)
									年金額支給決定通知書(※1) および 退職証明書・離職票 資格喪失通知書 等(※1)
	自営業の 廃業	—						廃業届	
	収入減	—						雇用契約書 (※3)	
	失業給付 受給終了	—						雇用保険受給資格者証 (表裏)(※1)	
	配偶者の 死亡 (※4)							【収入に関する書類】 直近の給与明細3ヶ月分 年金額支給決定通知書(※1) 等	

※1 扶養異動届に対象者のマイナンバーを記載される場合は、青字の書類を省略することができます。

※2 同居する他の扶養義務者(父母の子供、父母の兄弟、被保険者の配偶者等)がいる場合に、その者の収入証明(直近の給与明細、源泉徴収票等)をご提出ください。
被保険者の子供の収入証明は提出不要です。

※3 就労開始直後のため3ヶ月分の給与明細を提出できない場合は雇用契約書の写しをご提出ください。

※4 遺族年金を申請される場合、年金決定までの期間については扶養申請が可能です。決定された年金額が扶養範囲を超えている場合は年金支給開始日に遡って認定取消となります。

審査において追加の書類が必要となる場合がございますので、ご承知おきください。